

宮城県警察公印規程

昭和34年10月1日  
宮城県警察本部訓令第10号

宮城県警察公印規程を次のように定める。

宮城県警察公印規程

(目的)

第1条 この訓令は、宮城県警察（以下「県警察」という。）における庁印及び職印（以下「公印」という。）に関し、別に定めのあるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(公印の制式等)

第2条 公印の制式等は、別表第1のとおりとする。

(管理責任者)

第3条 県警察に公印の管理責任者を置き、総務部長をもつて充てる。

2 管理責任者は、県警察において使用するすべての公印の保管取扱等公印の管理について、その責に任ずる。

(副管理責任者)

第4条 管理責任者の下に公印の副管理責任者を置き、総務部総務課長をもつて充てる。

2 副管理責任者は、管理責任者を補佐するとともに、公印の管理に関する事務を統括し、公印の管理状況その他公印に関する事項について調査することができる。

(保管責任者)

第5条 公印の保管責任者は、別表第2のとおりとし、その使用、保管等の責に任ずる。

(取扱責任者等)

第6条 各所属に公印の取扱責任者を置き、警察本部（警察学校及び仙台市警察部を含む。以下「本部」という。）においては、管理官、次長、副隊長、副所長又は副校長を、警察署においては、副署長又は次長をもつて充てる。

2 保管責任者は、公印の取扱者を指定するものとする。

3 取扱責任者及び取扱者は、保管責任者の命を受け、所属における公印の使用、保管その他公印の取扱いに関する事務に従事する。

(公印の新調等)

第7条 保管責任者は、公印を新調、改刻又は廃止しようとするときは、管理責任者に申請しなければならない。

2 管理責任者は、前項の申請があつたときは、審査の上新調又は改刻して交付し、廃止すべきものはその旨通知しなければならない。

(公印の登録等)

第8条 管理責任者は、別に定める公印台帳を備え、公印の印影を登録しておかなければならない。

2 保管責任者は、公印台帳の副本を備えなければならない。

(公印の使用)

第9条 公印は、公文書以外の文書に使用してはならない。

2 公文書には、前条により登録された公印以外の印章を使用してはならない。

3 公印を使用するときは、別に定める公印使用簿に所要事項を記載の上、押印を必要とする文書に原議を添えて取扱責任者又は取扱者に提示し、承認を受けなければならない。

4 前項の規定により承認した公印の使用については、取扱責任者が決裁するものとする。

(公印の事前押印等)

第10条 あらかじめ公印を押印する必要がある場合又は公印の印影を印刷する必要がある場合は、保管責任者に願い出なければならない。

2 保管責任者は、前項の規定による願い出があった場合において、適当と認めたときは、当該用紙の件名、枚数等を確認の上、前条第3項の規定に準じて公印を使用させ、又は公印の印影を交付して使用させるものとする。

3 公印の印影の印刷に当たっては、必要に応じて職員が立ち会うなど特に慎重を期すものとし、印刷が終了したときは、直ちに原版等を回収して保管責任者に引き継がなければならない。

4 前2項の規定により公印を押し、又は印刷した用紙は、受払を明確にして厳重に保管し、不用となつた用紙は、速やかに保管責任者に引き継がなければならない。また、電子計算機を活用し印刷する場合は、当該業務終了時点で印影を抹消しなければならない。

5 保管責任者は、前2項の規定により引継ぎを受けたときは、速やかに廃棄しなければならない。

(電子印影)

第10条の2 公印の押印に代えて、作成する都度、電子計算機に記録した公印の印影(以下「電子印影」という。)を出力する必要がある特定の文書があるときは、当該文書に係る業務を主管する所属長が管理責任者に願い出て、電子印影の使用に関する承認を受けなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定による願い出があった場合において、適当と認めたときは、電子印影の使用を承認するものとする。

3 前項の規定による承認を受けた所属長(次項において「使用者」という。)は、電子印影の使用に当たっては、電子印影及び電子印影を出力した文書の偽造、不正使用等を防止するための措置を講ずるとともに、必要に応じて使用状況を確認できるようにするための措置を講じなければならない。

4 使用者は、電子印影を使用する必要がなくなったときは、直ちに電子印影を消去するとともに、その旨を管理責任者に届け出なければならない。

(公印の保管)

第11条 公印は、常に施錠設備のある収納箱に納め、厳重に保管しなければならない。

(公印の事故報告)

第12条 保管責任者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、副管理責任者及び管理責任者を経て、直ちに本部長に報告しなければならない。

(公印の引継等)

第13条 保管責任者は、公印を改刻又は廃止したときは、当該公印を速やかに管理責任者

に引き継がなければならない。

2 管理責任者は、前項の規定により引継ぎを受けたときは、当該公印の改刻又は廃止の日から次に掲げる期間保存し、保存期間の経過した公印は、廃棄処分するものとする。

(1) 本部印及び本部長印 10年

(2) 前号以外の公印 5年

(会計事務に使用する公印の取扱い)

第14条 公印のうち、国の会計機関の使用する公印に関する規則（昭和39年大蔵省令第22号）による公印については、総務部会計課長が公印の管理に関する事務を行うものとする。

(具体的事項)

第15条 この訓令に定めるもののほか、公印の取扱いに関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この訓令は、公布の日から施行する。

2 この訓令施行の際、現に使用中の公印については、当分の間この訓令の規定にかかわらず、使用することができる。

附 則（昭和35年3月29日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和35年4月1日から適用する。

附 則（昭和35年12月27日本部訓令第20号）

1 この規程は、公布の日から施行し、昭和36年1月1日から適用する。

2 この規程施行の際、現に使用中の公印については、当分の間この規程にかかわらず、使用することができる。

附 則（昭和37年4月20日本部訓令第7号）

この訓令は、昭和37年4月20日から施行し、昭和37年4月1日から適用する。

附 則（昭和38年5月14日本部訓令第5号）

この訓令は、昭和38年5月14日から施行する。

附 則（昭和42年10月6日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和42年10月10日から施行する。

附 則（昭和43年3月26日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則（昭和43年6月18日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和43年7月1日から施行する。

附 則（昭和44年4月16日本部訓令第10号）

この訓令は、昭和44年4月16日から施行し、昭和44年4月1日から適用する。

附 則（昭和44年8月8日本部訓令第16号）

この訓令は、昭和44年8月8日から施行し、昭和44年8月1日から適用する。

附 則（昭和48年3月30日本部訓令第3号）

この訓令は、昭和48年4月1日から施行する。

附 則（昭和48年8月1日本部訓令第8号）

この訓令は、昭和48年8月1日から施行し、昭和48年4月1日から適用する。ただし、副署長、次長に関する部分の規定は、昭和48年1月1日から適用する。

附 則（昭和48年8月24日本部訓令第12号）

この訓令は、昭和48年8月24日から施行する。

附 則（昭和54年8月25日本部訓令第5号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則（昭和55年7月1日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和55年4月1日から適用する。

附 則（昭和61年5月12日本部訓令第4号）

この訓令は、公布の日から施行し、昭和61年3月22日から適用する。

附 則（平成元年5月30日本部訓令第8号）

この訓令は、公布の日から施行し、平成元年4月1日から適用する。

附 則（平成4年2月6日本部訓令第2号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成5年11月8日本部訓令第15号）

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（平成6年3月28日本部訓令第6号）

この訓令は、平成6年3月29日から施行する。

附 則（平成8年3月22日本部訓令第5号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成10年8月18日本部訓令第11号）

この訓令は、平成10年8月18日から施行し、平成10年8月1日から適用する。

附 則（平成11年12月6日本部訓令第11号）

この訓令は、平成11年12月10日から施行する。

附 則（平成12年4月12日本部訓令第10号抄）

1 この訓令は、平成12年4月12日から施行する。

附 則（平成12年4月19日本部訓令第11号）

この訓令は、平成12年4月19日から施行し、平成12年3月27日から適用する。

附 則（平成13年3月26日本部訓令第11号）

この訓令は、平成13年3月26日から施行する。

附 則（平成14年3月7日本部訓令第2号）

この訓令は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成14年8月13日本部訓令第19号）

この訓令は、平成14年8月13日から施行する。

附 則（平成14年9月24日本部訓令第25号）

この訓令は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成16年3月17日本部訓令第7号）

この訓令は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第9号）

この訓令は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月23日本部訓令第11号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成16年4月1日から施行する。  
附 則（平成16年11月30日本部訓令第23号抄）  
（施行期日）

1 この訓令は、平成17年1月1日から施行する。  
附 則（平成18年3月24日本部訓令第6号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月17日本部訓令第12号）

この訓令は、平成19年5月1日から施行する。

附 則（平成21年1月6日本部訓令第1号）

この訓令は、平成21年1月6日から施行する。

附 則（平成21年3月23日本部訓令第5号）

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成26年2月25日本部訓令第2号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月19日本部訓令第8号）

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年2月23日本部訓令第1号）

この訓令は、平成27年3月10日から施行する。

附 則（平成27年3月2日本部訓令第3号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月9日本部訓令第4号）

この訓令は、平成27年3月9日から施行する。

附 則（平成27年7月8日本部訓令第12号）

この訓令は、平成27年7月8日から施行する。

附 則（平成27年9月7日本部訓令第17号抄）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年9月7日から施行する。

附 則（平成28年1月19日本部訓令第2号）

この訓令は、平成28年1月19日から施行する。

附 則（平成29年3月17日本部訓令第4号）

この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日本部訓令第15号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月4日本部訓令第6号）

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月16日本部訓令第5号）

この訓令中第8条及び第9条の規定は令和5年3月24日から、第1条から第7条まで及び第10条の規定は令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和 5 年12月19日本部訓令第20号）

（施行期日）

1 この訓令は、令和 6 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の様式により使用されている書類の効力については、なお従前の例による。

別表第1（第2条関係）

名 称	書 体	大 き さ (ミリメートル)		公印に表示する 文	ひながた	用 途
		縦	横			
本 部 印	てん書	35	35	宮 城 県 警 察 印 本 部 之	部 警 宮 之 察 城 印 本 県	一般縦書 文書用
	てん書	35	35	宮 城 県 警 察 印 本 部 之	宮 城 県 警 察 本 部 之 印	一般横書 文書用
本 部 長 印	てん書	27	27	宮 城 県 警 察 印 本 部 長 之	長 警 宮 之 察 城 印 本 部 県	一般縦書 文書用
	てん書	27	27	宮 城 県 警 察 印 本 部 長 之	宮 城 県 警 察 本 部 長 之 印	一般横書 文書用
	てん書	8	8	宮 城 県 警 察 印 本 部 長 之	宮 城 県 警 察 本 部 長 之 印	警察職員 証その他の 警察の 職員に係 る身分証 明書及び 警察本部 長の委託 、委嘱等 による業 務を行う 者に係る 身分証明 書用
	かい書	20	20	宮 城 県 警 察 印 本 部 長 之	宮城県 警察本部 長之印	行政処分 及び自動 車運転免 許関係事 務用

	かい書	4	15	宮城県警察本部 警察長	宮城県警察本部長	行政、交通、反則、及び自動車免許関係事務用
	かい書	19	19	宮城県警察本部 部長之印	宮城県警察 (交通反則) 本部長之印	交通反則 通告関係 事務用
本部長印 本 部 長 印	かい書	22	22	宮城県警察本部 警察長	宮城県警察本部 警察長	仮運転免許作成 事務用
部(局)印	てん書	30	30	宮城県警察本部 部(局)之印	○ 宮城県警察本部之印 ○	一般縦書 文書用
	てん書	30	30	宮城県警察本部 部(局)之印	宮城県警察本部 ○ ○ 部之印	一般横書 文書用
部(局)長印	てん書	24	24	宮城県警察本部 部(局)長之印	宮城県警察本部 部長之印 ○	一般縦書 文書用
	てん書	24	24	宮城県警察本部 部(局)長之印	宮城県警察本部 ○○ 部長之印	一般横書 文書用
首席監察官	てん書	24	24	宮城県警察本部 警務部首席監察官之印	宮城県警察本部 警務部首席監察官之印	一般縦書 文書用

印	てん書	24	24	宮城県警察本部 警務部首席監察 官之印	宮城県警 察本部警 務部首席 監察官之 印	一般横書 文書用
サイバーセ キュリティ 統括官印	てん書	24	24	宮城県警察本部 生活安全部サイ バーセキュリティ 統括官之印	宮城県警 察本部生 活安全部 サイバー セキュリ ティ統括 官之印	一般縦書 文書用
	てん書	24	24	宮城県警察本部 生活安全部サイ バーセキュリティ 統括官之印	宮城県警 察本部生 活安全部 サイバー セキュリ ティ統括 官之印	一般横書 文書用
課(隊・所・ 校)印	てん書	27	27	宮城県警察本部 〇〇部〇〇課 (隊・所・校) 之印	宮 城 警 察 本 部 〇 〇 部 〇 〇 課 之 部 本 部 印	一般縦書 文書用
	てん書	27	27	宮城県警察本部 〇〇部〇〇課 (隊・所・校) 之印	宮 城 県 警 察 本 部 〇 〇 部 〇 〇 課 之 印	一般横書 文書用
課(隊・所・ 校)長印	てん書	21	21	宮城県警察本部 〇〇部〇〇課 (隊・所・校) 長之印	宮 城 警 察 本 部 〇 〇 部 〇 〇 課 之 部 本 部 印	一般縦書 文書用
	てん書	21	21	宮城県警察本部 〇〇部〇〇課 (隊・所・校) 長之印	宮 城 県 警 察 本 部 〇 〇 部 〇 〇 課 長 之 印	一般横書 文書用
市警察部印	てん書	30	30	宮城県警察仙台 市警察部之印	宮 城 県 警 察 仙 台 市 警 察 部 之 印	一般縦書 文書用

	てん書	30	30	宮城県警察 仙台市警察部之印	宮城県警 察仙台市警 察部之印	一般横書 文書用
市警察部 長印	てん書	24	24	宮城県警察 仙台市警察部 長之印	之警察宮 察仙城 部台 印長市警	一般縦書 文書用
	てん書	24	24	宮城県警察 仙台市警察部 長之印	宮城県警 察仙台市 警察部 長之印	一般横書 文書用
庶務課印	てん書	27	27	宮城県警察 仙台市警察部 庶務課之印	務警察宮 課察仙城 之部台 印庶市警	一般縦書 文書用
	てん書	27	27	宮城県警察 仙台市警察部 庶務課之印	宮城県警 察仙台市 警察部 庶務課之印	一般横書 文書用
市警察部 庶務課長印	てん書	21	21	宮城県警察 仙台市警察部 庶務課長之印	務警察宮 課察仙城 長部台 印庶市警	一般縦書 文書用
	てん書	21	21	宮城県警察 仙台市警察部 庶務課長之印	宮城県警 察仙台市 警察部 庶務課長之印	一般横書 文書用
自動車整備 工場長印	てん書	21	21	宮城県警察 自動車整備 工場長之印	宮城県警 察自動車 整備工場 長之印	自動車整 備工場関 係事務用

分限審査委員 会委員長印	れい書	21	21	宮城県警察職員 会分限審査委員 長之印	宮城県警察職員 分限審査委員 長之印	警察職員 分限関係 用
懲戒審査委員 会委員長印	れい書	21	21	宮城県警察職員 会懲戒審査委員 長之印	宮城県警察職員 懲戒審査委員 長之印	警察職員 懲戒関係 用
条件付採用 職員分限審 査委員会 委員長印	れい書	21	21	宮城県警察条件 付採用職員分限 審査委員 長之印	宮城県警察条件 付採用職員分限 審査委員 長之印	条件付採用 職員特 定分限 関係 用
技能検定委員 会委員長 印	てん書	15	15	宮城県警察〇〇 技能検定委員 会 委員 長之印	宮城県警察〇〇 技能 検定委員 会 委員 長之印	警察術科 技能検定 用
署 印	てん書	30	30	〇〇警察署之印	之 警 〇 察 印 署 〇	一般縦書 文書用
	てん書	30	30	〇〇警察署之印	〇 〇 警 察 署 之 印	一般横書 文書用
署 長 印	てん書	21	21	〇 〇 警 察 署 長 之 印	長 警 〇 之 察 印 署 〇	一般縦書 文書用
	てん書	21	21	〇 〇 警 察 署 長 之 印	〇 〇 警 察 署 長 之 印	一般横書 文書用

	かい書	19	19	<p>○ ○ 警 察 署 長 之 印 (軽自動車標章専用)</p>	<p>○ 署 印 ○ 警 察 之 印 ○ 署 印</p> <p>軽 自 動 車 標 章 専 用</p>	<p>軽自動車場所 保管通知書 標章用</p>
--	-----	----	----	---	---	---------------------------------

別表第2（第5条関係）

公 印 の 名 称	保 管 責 任 者
本 部 印	総務部総務課長
本 部 長 印	総務部総務課長、交通部交通指導課長、同部運転免許課長及び各警察署長
本 部 長 圧 印	交通部運転免許課長及び気仙沼警察署長
部 (局) 印	各部庶務担当課長及び刑事部組織犯罪対策局組織犯罪対策課長
部 (局) 長 印	
首 席 監 察 官 印	警務部監察課長
サイバーセキュリティ統括官印	生活安全部サイバー犯罪対策課長
課 (隊・所・校) 印	各課 (隊・所・校) 長
課 (隊・所・校) 長印	
市 警 察 部 印	市警察部庶務課長
市 警 察 部 長 印	
市 警 察 部 庶 務 課 印	
市 警 察 部 庶 務 課 長 印	
自 動 車 整 備 工 場 長 印	総務部装備施設課長
分限審査委員会委員長印	警務部警務課長
懲戒審査委員会委員長印	警務部監察課長
条件付採用職員分限審査委員会委員長印	警務部警務課長
技能検定委員会委員長印	警務部教養課長
署 印	各 警 察 署 長
署 長 印	